

○常総衛生組合会計年度任用職員の任用等に関する規則

〔令和2年3月30日
常総衛生組合規則第3号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 常総衛生組合会計年度任用職員の任用等に関する規則については、常総市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年常総市規則第2号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定による会計年度任用職員の任用等に関し、必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。